

広島県告示第二百七十四号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港横田漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

横田漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港横田漁港放置等禁止区域

横田漁港地区

1 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点一〇までの各点を順次結んだ線、基点一〇から基点一一を水際線で結んだ線、基点一一から基点一二を結んだ線及び基点一二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市内海町の国土地理院二等三角点「田島」（北緯三四度二〇分五五秒五〇九四、東経一三三度一八分一四秒六四三七、標高三二八・四三メートル）

- 基点一 基準点から二六一度一五分四七秒の方向八六三・一〇メートルの点
- 基点二 基点一から二五八度四二分一五秒の方向三八九・八六メートルの点
- 基点三 基点二から二六四度三八分四三秒の方向三一六・二七メートルの点
- 基点四 基点三から二五四度五七分四二秒の方向一〇二・六二メートルの点
- 基点五 基準点から二七四度二五分二三秒の方向一、五一・六三メートルの点
- 基点六 基点五から七四度三二分五七秒の方向一六三・三九メートルの点
- 基点七 基点六から九一度〇三分二七秒の方向八七・三六メートルの点
- 基点八 基点七から三三六度一五分三〇秒の方向五一四・八四メートルの点
- 基点九 基点八から二三六度三八分一八秒の方向三五・三八メートルの点
- 基点一〇 基点九から二三五度四〇分四五秒の方向五三・一三メートルの点
- 基点一一 基準点から二九八度三九分一秒の方向一、六六・八三メートルの点
- 基点一二 基点一一から九九度五三分三六秒の方向四四・六五メートルの点

二 第二種漁港横田漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物